平成21年12月25日

資料 3

「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」の見直しに関する 主な論点

1. 本日、検討すべき論点

- 1. ヒト幹細胞の定義について(第1章第2)
- ・ヒト幹細胞の定義と、指針の対象となる細胞の範囲はそれぞれ明確であるか。
- 2. 対象疾患等について(第1章第4)
- ・指針の適用範囲として、疾患を限定することが妥当か。
- ・新規の幹細胞(ES細胞、iPS細胞など)を人体に投与する際に対象疾患を限定すべきか。
- 3. 指針の適用範囲について(第1章第3)
- ・人体に移植・投与する臨床研究だけが対象となりうるか。
- ・ 適用範囲は明確であるか (厚生労働大臣の意見を求める範囲との区別)。
- ・除外項目(薬事法による治験、一般に行われている医療行為)をいかに定めるか。
- ・禁止項目(ヒトクローン胚由来細胞等)を定めるか。
- 4. ヒト幹細胞の調製について(第1章第2)
- ・調製と加工の定義を区別すべきか。
- ・それぞれの細胞調製機関の水準は一律でよいか。
- 5. インフォームド・コンセントについて (第1章第2)
- ・「インフォームド・コンセント」の表現は理解し易いか。
- ・説明者は原則医師であるべきか(第1章第5)。

2. 今後、検討すべき論点

- 6. ヒト幹細胞臨床研究の研究機関の基準について
- 7. ヒト幹細胞臨床研究の有効性と安全性について
- 8. 研究体制について
- 9. 倫理審査委員会について

考え方)基本的に、機関内倫理審査委員会と「ヒト幹指針に関する審査委員会」の二重審 査を継続。

- 10. その他
 - データーベース登録による情報の公開。
 - ・ 臨床研究から治験までシームレスにつなげる。